

医療機関のための「労務管理セミナー」を開催しました

鳥取労働局労働基準部監督課

鳥取労働局（局長；^{かわの すみとも}河野 純伴）では、医療従事者の勤務環境の改善を図ることを目的として、鳥取県内の病院・診療所の労務管理担当者を対象とした医療機関のための「労務管理セミナー」を平成26年12月4日（木）14：00から、さざんか会館（鳥取市）において関係者約80名を集めて開催しました。



本セミナーでは、主催者を代表して、医療従事者の「雇用の質」の向上のための企画委員会の委員長である鳥取労働局の^{きただいまさみ}北代昌巳労働基準部長の挨拶の後、医療分野の勤務環境改善に向けた取組について、「①改正医療法（※医療従事者の勤務環境改善部分）について」と題して、鳥取労働局労働基準部の^{なおのやすとも}直野泰知監督課長から、また、「②今までの取組について」と題して、鳥取県看護協会の^{もりもとやすこ}森本靖子専務理事から、引き続き、「③事例発表～看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップ事業に参加して～一夜勤交替制勤務の改善について～」と題して、鳥取県^{やまさき}済生会境港総合病院の山崎みゆき看護部長から、それぞれ講演を行いました。



挨拶を行う鳥取労働局の北代労働基準部長



改正医療法等について説明する直野監督課長



看護協会の今までの取組について説明する
森本専務理事



夜勤交代制勤務の改善に係る取組状況を
説明する山崎看護部長

その後、「医療労務管理の課題と対処法のポイント」について、鳥取県社会保険労務士会の
はせがわまこと
 長谷川 誠 医療労務管理アドバイザーから、「医療勤務環境改善マネジメントシステム」について、
ふくたけともひこ
 福竹智彦医療労務管理アドバイザーからそれぞれ説明が行われました。



医療労務管理の課題と対処法のポイントに
ついて説明する長谷川アドバイザー



医療勤務環境改善マネジメントシステムについて
説明する福竹アドバイザー

平成 26 年 6 月に公布された「医療介護総合確保推進法」により、医療法が改正され、医療従事者の確保等に関する規定が設けられ、病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善に努めることが新たに規定されています。

鳥取県医療労務管理相談コーナー（厚生労働省鳥取労働局委託事業）では、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、労務管理全般にわたる支援を行っていますので、ご活用ください。

鳥取県医療労務管理相談コーナー

開所日 原則 月曜日～金曜日
 相談時間 午前9時から午後5時まで
 相談場所 鳥取県社会保険労務士会事務局内 「医療労務管理相談コーナー」
 （鳥取市富安1-152 田中ビル1号館 4階）
 電話番号 0857-30-5307

今後も、鳥取労働局では、鳥取県医療部局、鳥取県医師会や県看護協会など、県内の医療関係者と連携して、医療従事者の勤務環境の改善を図るための取組を推進してまいります。